

職員の管理職手当に関する規則

平成27年3月30日規則第50号

最終改正：令和6年12月6日規則第17号

(趣旨)

第1条 職員の給与に関する条例(平成27年条例第29号。以下「条例」という。)

第18条の規定による管理職手当の支給については、別に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(支給範囲及び手当月額)

第2条 条例第18条第1項に規定する組合規則で指定する職員は、別表に掲げる職にある職員(以下「管理監督職員」という。)とし、管理職手当の月額は、同表に掲げる職にある職員にあつては、同表の職欄に掲げる職に対応する同表の区分欄に定める区分(事務局長が定める特に重要な職にあつては、3種甲)に応じて、次の各号に掲げる額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、当該額に条例第6条第12項に規定する算出率を乗じて得た額)とする。

- (1) 1種甲 141,000円
- (2) 2種甲 117,000円
- (3) 3種甲 88,000円
- (4) 3種乙 80,000円

2 前項の規定にかかわらず、管理監督職員のうち地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項(第22条の5第3項において準用する場合を含む。)に規定する定年前再任用短時間勤務職員の管理職手当の月額は、別表に掲げる職にある職員にあつては、同表の職欄に掲げる職に対応する同表の区分欄に定める区分(事務局長が定める特に重要な職にあつては、3種甲)に応じて、次の各号に掲げる額に、それぞれ条例第6条第12項に規定する算出率を乗じて得た額とする。

- (1) 1種甲 108,000円
- (2) 2種甲 90,000円
- (3) 3種甲 62,000円
- (4) 3種乙 59,000円

(支給方法等)

第3条 月の中途において管理職手当を支給すべき事由が生じた場合又は消滅した場合の管理職手当の額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる場合について準用する。

- (1) 月の中途において管理職手当の額を改定すべき事由が生じた場合
- (2) 月のうちに勤務しない日（勤務を要しない日及び年次休暇を付与された日その他事務局長が定める日を除く。）がある場合
- (3) 月のうちに外国に駐在した日がある場合

3 勤務成績が著しく不良である職員については、管理職手当を減額し、又は支給しないことがある。

(支給日)

第4条 管理職手当は、特別の事情のない限り、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。

(施行の細目)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 条例附則第3項の規定の適用を受ける管理監督職員に対する第2条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額」とする。

附 則（平成28年4月1日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月20日規則第14号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の職員の管理職手当に関する規則（以下「改正後の
から適用する。

（管理職手当の内払）

- 3 この規則による改正前の職員の管理職手当に関する規則の規定に基づいて
適用日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた手当は、
改正後の規則の規定による手当の内払とみなす。

（施行の細目）

- 4 この附則に定めるもののほか、この規則の施行に伴う清算その他必要な事
項は、管理者が定める。

附 則（令和4年12月5日規則第21号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の職員の管理職手当に関する規則（以下「改正後の
規則」という。）の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」という。）か
ら適用する。

（手当の内払）

- 3 この規則による改正前の職員の管理職手当に関する規則の規定に基づいて
適用日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた手当は、
改正後の規則の規定による手当の内払とみなす。

（施行の細目）

- 4 この附則に定めるもののほか、この規則の施行に伴う清算その他必要な事
項は、管理者が定める。

附 則（令和5年3月31日規則第5号）

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第2項若しくは第4項、第6条第1項若しくは第2項、第7条第2項若しくは第4項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項（第22条の5第3項において準用する場合を含む。）に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の職員の管理職手当に関する規則第2条第2項の規定を適用する。この場合において、同項中「額に、それぞれ条例第6条第12項に規定する算出率を乗じて得た額」とあるのは「額（同条第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、当該額に条例第6条第12項に規定する算出率を乗じて得た額）」とする。

附 則（令和5年12月25日規則第17号）

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の職員の管理職手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和5年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(手当の内払)

- 3 この規則による改正前の職員の管理職手当に関する規則の規定に基づいて適用日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた手当は、改正後の規則の規定による手当の内払とみなす。

(施行の細目)

- 4 この附則に定めるもののほか、この規則の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（令和6年12月6日規則第17号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の職員の管理職手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和6年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（手当の内払）

- 3 この規則による改正前の職員の管理職手当に関する規則の規定に基づいて適用日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた手当は、改正後の規則の規定による手当の内払とみなす。

（施行の細目）

- 4 この附則に定めるもののほか、この規則の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。

別表

管理職手当月額表

組織	職	区分
共通	事務局長	1種甲
	部長	2種甲
	課長、担当課長、工場長	3種乙